

総務地域連携常任委員会・環境生活農林水産常任委員会

連合審査会 説明資料

◎調査事項

みえ緑と森のきずな税（仮称）について

1	税制度の概要	1
2	課税方式の検討	2
3	新たな税收事業案と既存事業との整理	4
4	税收活用想定事業案	6
5	法人県民税の超過課税との比較	9
6	パブリックコメントの概要	12
7	県民向け説明会の概要	14

(別冊) パブリックコメント及び県民向け説明会での意見と県の考え方

平成24年11月26日

総 務 部

農 林 水 産 部

1 みえ緑と森のきずな税（仮称）に係る税制度の概要

みえ緑と森のきずな税（仮称）については、下記の内容で、新たな条例として制定することを検討しています。

1 趣旨

みえ緑と森のきずな税は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるために導入するものです。

2 課税方式

県民税均等割の超過課税方式とします。

(1) 個人県民税の均等割

個人県民税の均等割の税率は、現行の税率（復興増税の適用期間はそれを合わせた税率）に1,000円を加算した額とします。

	現 行	復興増税 (H26～H35)	みえ緑と森 のきずな税 (H26～)	計
県	1,000円	500円	1,000円	2,500円
市 町	3,000円	500円	—	3,500円
計	4,000円	1,000円	1,000円	6,000円

(2) 法人県民税の均等割

法人県民税の均等割の税率は、現行の税率に100分の10を乗じて得た額を加算した額とします。

3 導入時期

平成26年4月1日施行を目途とします。

(1) 個人 平成26年度分以後の個人県民税

(2) 法人 平成26年4月1日以後に開始する事業年度分の法人県民税

4 見直し期間

条例の施行後、おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

2 みえ緑と森のきずな税（仮称）の課税方式の検討

課税方式を検討するにあたっては、選択肢となる法定外税と県民税均等割の超過課税について、ご負担いただく納税者の方の視点を基本に検討を行いました。

1 法定外税についての検討

みえ緑と森のきずな税（仮称）のように、税の使途を限定する場合、法定外目的税を設ける方法が考えられます。

○受益と負担の関係

- ・「法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る」とされており、法定外目的税には受益と負担の関係を明確にすることが期待されていますが、県民や法人について森づくりとの直接的な受益の程度を明確にすることは困難です。

○徴税コスト

- ・新税を創設するには、新たな賦課・徴収の仕組み（納税義務者情報の整備、賦課徴収体制の整備、税務電算システムの構築等）を構築することが必要になり、ばう大なコストが発生します。

2 県民税均等割の超過課税方式についての検討

地方団体は、その必要とされる財政需要を賄うために、法定税目での超過課税方式を採用することができることから、その方法について検討しました。

○受益と負担の関係

- ・みえ緑と森のきずな税（仮称）は、森林の恩恵は全ての県民が受けており、全ての県民が森林づくりを支える社会づくりをはかるため、その費用を県民の皆様に幅広く負担いただくとの趣旨と、法定普通税の県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という地域社会の会費的性格を持つ県民税均等割の性格が合致しています。

○担税力への配慮

- ・既存の税制を活用するため、非課税などの負担調整措置も当然に適用されるため、担税力を考慮した課税ができます。

○納税者の納税コスト

- ・既存の税制を活用するため、新たな納税手段が発生しないことから、納税者にとって納税しやすい仕組みです。

○徴税コスト

- ・既存の税制を活用するため、現行の徴税システムが利用できることから、徴税コストを抑えることができます。

3 検討結果

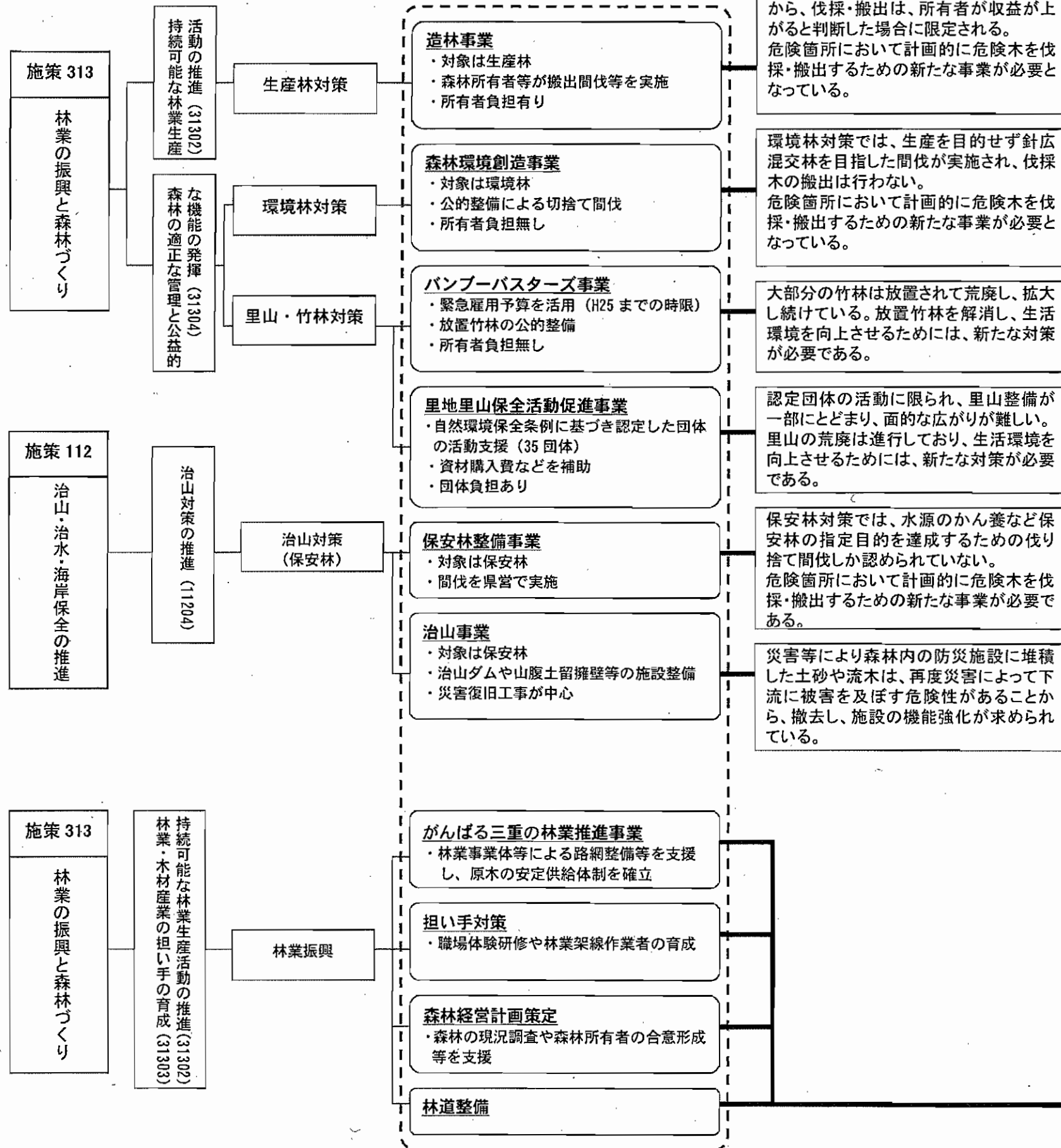
これらのことから、みえ緑と森のきずな税（仮称）の課税方式は、県民税均等割超過課税がよりふさわしい方式であるとの結論に至りました。

課税方式の比較検討表

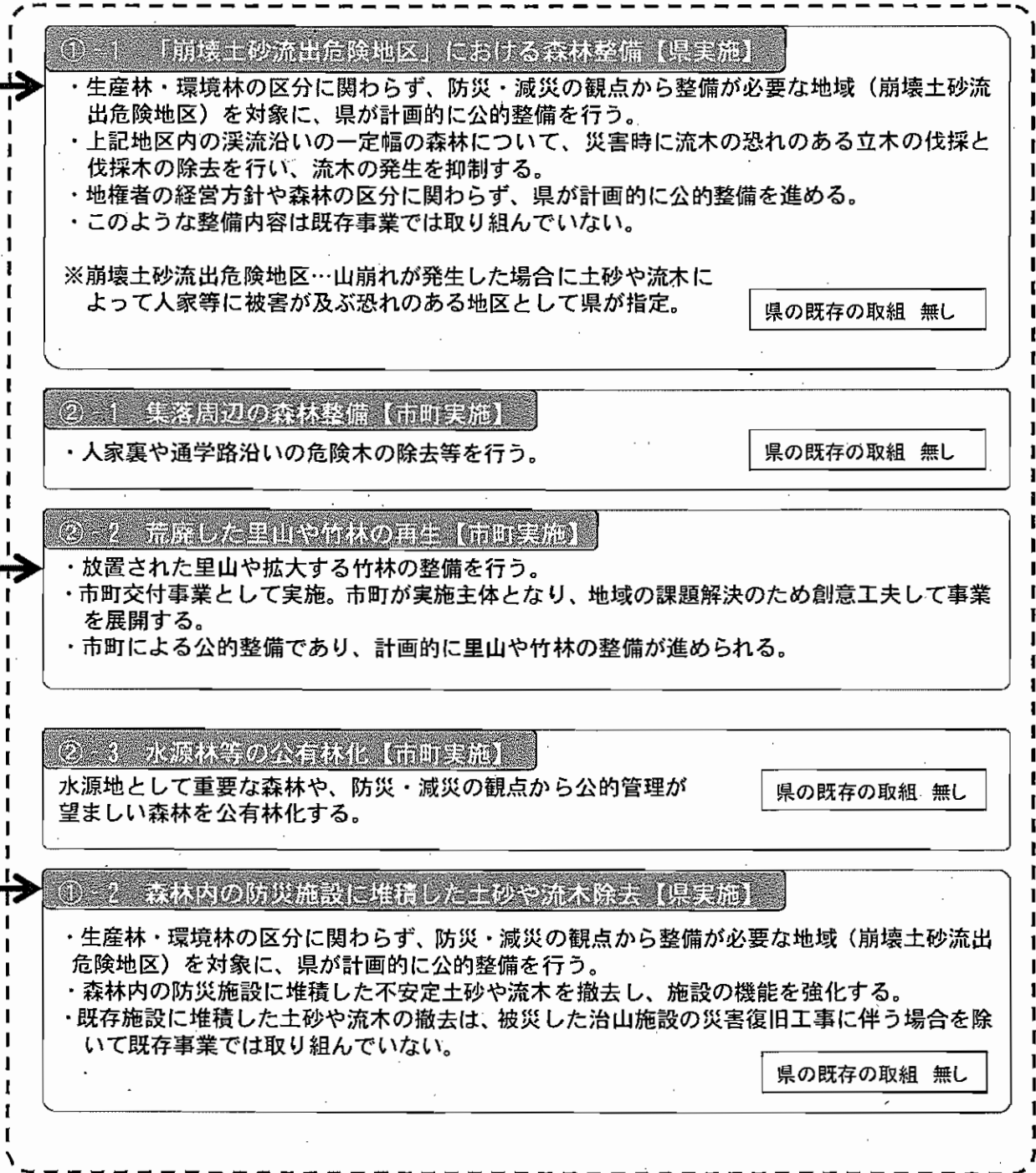
区分	使 途	受益と負担の関係	納付方法	担税力の判断	徴税コスト
法定外目的税	◎ 限定される。	△ 「法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る」とされており、法定外目的税には受益と負担の関係を明確にすることが期待されているが、県民や法人について森づくりとの直接的な受益の程度を明確にすることが難しい。	△ 新たな納税手段が必要になることから、納税者の手続き的な負担が生じる。	△ 新たな判断基準を設ける必要があり、慎重な制度設計が必要である。	× 新たな賦課・徴収の仕組みを構築することが必要であり、ぼう大なコストが発生する。
県民税均等割の超過課税方式	○ 基金に積み立てることにより用途を限定することができる。	○ 森林の恩恵は全ての県民が受けており、その費用を県民の皆様幅広く負担いただくとの趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致している。	○ 既存の税制度への超過であるため納税者にとっても納税しやすい。(新たな納付方法が生じない。)	○ 県民税均等割の基準が適用される。	△ 既存の税制を活用するため、新たな仕組みを構築するより、徴税コストを抑えることができる。
(参考) 県民税均等割	限定されない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の会費的な性格 ・個人も法人も地域の構成員として幅広く負担を求める 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収(個人) ・普通徴収(個人) ・申告納付(法人) 	生活保護受給者や所得金額等により判断(個人)	—

新たな事業の必要性

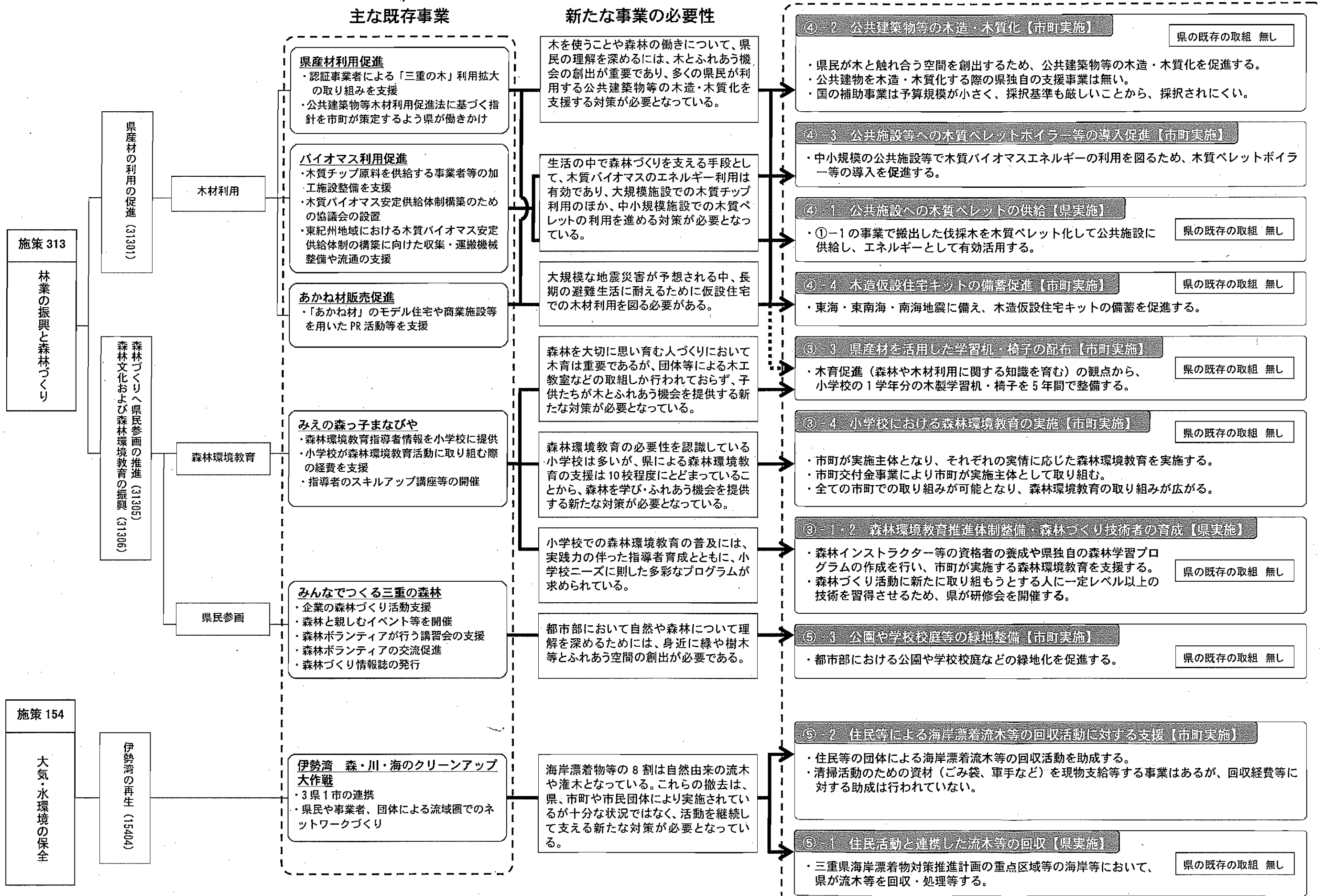
主な既存事業



新たな税収事業案 (基本方針1 災害に強い森林づくり)



関連する新たな税収事業は無し。



4 みえ緑と森のきずな税（仮称） 税込活用想定事業案（1/2）

（単位：百万円）

区分	対策	実施主体	事業内容（事業概要、積算）	事業量（5年間）	事業費（5年間）	既存事業との整理
基本方針1	① 土砂や流木を出さない森林づくり	県	<p>1. 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備 県が指定する「崩壊土砂流出危険地区」（約2,000箇所）のうち下流に公共施設等を抱える地区（150箇所）を対象に、5年間で、流木化のおそれのある溪流沿いの一定区域の森林について、伐採・除去を行う。</p> <p>【積算】 ・年間実施箇所 30箇所 ・1箇所あたり面積 10ha ・1haあたり単価 1,000千円</p> <p>30箇所/年×10ha/箇所×1,000千円/ha×5年 =1,500,000千円</p>	150箇所	1,500	<p>【これまでの取り組みと課題】 ・公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」に区分する三重県独自の「森林ゾーニング」を導入し、それぞれの目的に応じた森林整備を進めています。 ・環境林では、森林環境創造事業により、針広混交林に誘導することを目的として公的に間伐等の森林整備を進めています。 ・生産林では、団地化して路網整備や高性能林業機械の導入などを進め、伐捨間伐から搬出間伐の転換を図りながら、造林事業により間伐を進めています。 ・近年の山地災害や異常気象の発生状況から、これまでの環境林、生産林の面的な森林整備に加え、下流域の人的被害軽減の観点から、溪流沿いの森林において、土砂や流木の発生を抑制するための新たな対策を進める必要が生じています。</p> <p>【新たな税込事業の方向性】 ・山崩れが発生した場合に土砂や流木によって人家等に被害が及ぶ恐れのある地区のうち、特に危険な地区が県内に約650箇所あります。これらの地区の中から下流に公共施設等を抱える地区（150箇所）を対象に整備を進めます。 ・このような地区では、これまで治山施設の整備を進めてきましたが、森林整備は事業の対象となっていませんでした。 ・新たな税込事業では、溪流沿いの一定幅において流木化の恐れのある不安定な立木の除去等を進めます。 ・このように対象エリアを限定し、下流域の人的被害軽減の観点から森林を公的に計画的に整備する取り組みはこれまでに実施されていません。</p>
		県	<p>2. 森林内の防災施設に堆積した土砂や流木除去 森林内の防災施設の機能強化のため、施設内に異常堆積した不安定土砂や流木を撤去し、下流域への流下を防止する。</p> <p>【積算】 ・5年間実施箇所 100箇所 ・1箇所あたり単価 7,600千円</p> <p>100箇所×7,600千円/箇所 =760,000千円</p>	100箇所	760	<p>【これまでの取り組みと課題】 ・近年の山地災害や異常気象の発生状況から、これまでの環境林、生産林の面的な森林整備に加え、下流域の人的被害軽減の観点から、溪流沿いの森林において、土砂や流木の発生を抑制するための新たな対策を進める必要が生じています。 ・また、森林内の防災施設には災害時に発生した土砂や流木が堆積しており、除去しなければ再度災害によって下流に被害が及ぶ危険性が生じています。</p> <p>【新たな税込事業の方向性】 ・既存施設については、堆積した不安定土砂や流木を撤去して機能回復を図ります。 ・災害時に発生し、堆積した土砂や流木は、被災した治山施設の災害復旧工事に伴って撤去することはできますが、既存施設に堆積した土砂や流木を撤去することを目的とした事業はありません。</p>
	小計	—	—	—	2,260	—
	② 暮らしに身近な森林づくり	市町	<p>1. 集落周辺の森林整備【市町交付金事業】 人家裏や通学路沿いの危険木の除去等を行う。（森林を有する27市町対象）</p> <p>【積算】 ・1市町あたり平均年間実施箇所 10箇所 ・1箇所あたり単価 300千円</p> <p>10箇所/年×27市町×300千円/箇所×5年 =405,000千円</p>	1,350箇所	405	<p>【これまでの取り組みと課題】 ・放置され拡大する竹林は人家裏に迫り、人手の入らなくなった里山では病害虫などによる枯損木が放置されるなど、暮らしの安全を脅かす存在になりつつあります。 ・里山の整備に対し、里地里山保全活動計画認定制度により活動団体を認定し、資材購入の支援など活動経費を支援していますが、市民活動を支援する枠組みだけでは、里山や竹林整備の面的な広がりにも限界があります。</p> <p>【新たな税込事業の方向性】 ・人家裏や通学路の安全確保や生活環境保全のため整備が必要な里山や竹林について、市町が実施主体となって計画的に整備します。 ・市町は、地域住民や市民団体と近い位置にあり、地域で身近な森林づくりを展開する上での合意形成や体制づくりを円滑に進めることができます。 ・交付金によって一定の安定した財源が確保されるため、市町が実施主体となって公的な森林整備を進めることができます。</p>
市町		<p>2. 荒廃した里山や竹林の再生【市町交付金事業】 暮らしの安全・安心を確保する観点から、放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>【積算】 ・年間実施箇所 100ha ・1haあたり単価 500千円</p> <p>100ha/年×500千円/ha×5年 =250,000千円</p>	500ha	250	<p>【これまでの取り組みと課題】 ・外国資本による森林買収の問題が顕在化しています。 ・不在村地主の増加により、放置森林が増加しています。</p> <p>【新たな税込事業の方向性】 ・森林の所有権を獲得することが、外国資本による森林買収問題への有効な対策です。 ・水源地として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林を市町が公有林化し、適正に管理します。 ・交付金によって一定の安定した財源が確保されるため、真に地域が守りたい森林の保全が進みます。</p>	
市町		<p>3. 水源林等の公有林化【市町交付金事業】 水源地として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。</p> <p>【積算】 ・対象市町数 5市町程度 ・1市町あたり（30ha） 15,000千円</p> <p>5市町×15,000千円/市町 =75,000千円</p>	150ha	75	<p>【その他の想定事業】 ・海岸林の整備 ・河畔林の整備</p>	
小計	—	—	—	730	—	
基本方針1 計	—	—	—	—	2,990	—

4 みえ緑と森のきずな税（仮称） 税込活用想定事業案（2/2）

（単位：百万円）

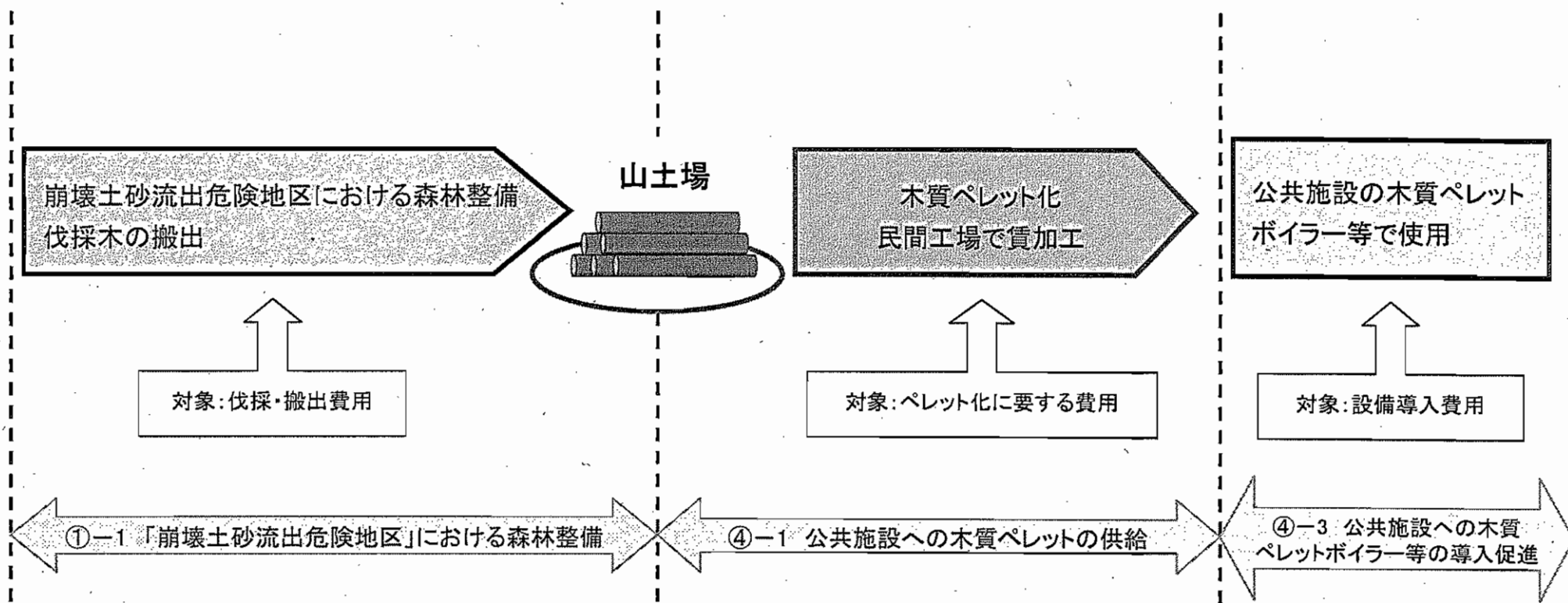
区分	対策	実施主体	事業内容（事業概要、積算）	事業量（5年間）	事業費（5年間）	既存事業との整理	
基本方針2	緑・森・人の絆づくり	③ 森を育む人づくり	県	1. 森林環境教育推進体制整備 森林インストラクター等の資格者の養成や県独自の森林学習プログラムの作成を行い、市町が実施する森林環境教育を支援する。 【積算】 年間経費4,000千円×5年=20,000千円	—	20	【これまでの取り組みと課題】 ・森林への理解をより一層深めるためには、幼少期から日常的に森林や木と人々が触れ合う機会を増大することが重要です。 ・森林環境教育への取組として、指導者育成と10校程度の小学校での学習活動の支援をしています。 ・これまで取り組んだ学校では、森林の大切さの理解が進み、その多くが継続して実施している状況ですが、一部の学校にとどまっています。 【新たな税込事業の方向性】 ・これまでの取組は支援件数が限られていることもあり、一部の学校にとどまっていますが、市町交付金事業として実施することにより、全市町でそれぞれの実情に応じた森林環境教育を展開することができます。 ・市町における森林環境教育を展開するための指導者が新たに必要となることから、広域の課題として県が指導者育成や市町のサポート体制を新たに構築します。加えて、新たに森林づくり活動に取り組もうとする人の育成も行います。 ・小中学校に県産木材を活用した机・椅子の導入によって、学生期より木に触れる機会を増やし、併せて森林環境教育を展開することで森林や木を理解する人づくりにつながります。このような取り組みは一部の市町にとどまっていますが、市町交付金事業により一定の財源を確保し、併せて県のサポート体制を整えることによって、より多くの市町に広げることが可能です。
			市町	2. 森林づくり技術者の育成 森林づくり活動に新たに取り組もうとする人に一定レベル以上の技術を修得させるため、県が研修会を開催する。 【積算】 20回/年×200千円/回×5年=20,000千円	100回	20	
			市町	3. 県産材を活用した学習机・椅子の配布 【市町交付金事業】 木育推進（森林や木材利用に関する知識を育む）の観点から、小学校の1学年分の木製学習机・椅子を5年間で整備する。 【積算】 17,500セット×24千円/セット=420,000千円 （参考）小学校1学年の平均児童数 17,426人（H23）	17,500 セット	420	
			市町	4. 小学校における森林環境教育の実施 【市町交付金事業】 市町が実施主体となり、それぞれの実情に応じた森林環境教育を実施する。 【積算】 800回×150千円/学級=120,000千円 （参考）小学校の1学年の平均学級数 766学級（H23）	800回	120	
		小計	【その他想定事業】 ・小中学校の教室内装の木質化 ・森林と都市住民との交流	—	580	—	
基本方針2	緑・森・人の絆づくり	④ 木の薫る空間づくり	県	1. 公共施設への木質ペレットの供給 ①-1の事業で搬出した伐採木を木質ペレット化して公共施設に供給し、エネルギーとして有効活用する。 【積算】 400t/年×25円/kg×5年=50,000千円	2,000t	50	【これまでの取り組みと課題】 ・県民が木と触れる機会を増やすことが、森林や緑と県民との絆を深める上で重要です。このため、多くの県民が利用する公共性の高い建物等で木材利用を進めることが課題となっています。 ・H22に「公共建築物等への木材の利用の促進に関する法律」が成立し、法律に基づく木材利用方針が県及び12市町で策定されましたが、補助金等の財政支援は非常に少ない状況にあります。 ・山側から供給される木材を有効活用し、「緑の循環」の再生を図るためにも早急に木材利用拡大を図る必要があります。 ・再生可能エネルギーへの社会的な要請が高まっており、木質バイオマスエネルギー利用を進める必要があります。 【新たな税込事業の方向性】 ・市町交付金事業として木造化や木材利用に対する財源を一定確保することによって、経済性等の問題から木材利用が難しい場合においても、公共施設の木造化や木質バイオマスエネルギー利用などを進めることが可能となります。 ・市町における主体的な地域材利用が進み、県民が木と触れ合う機会の増大とともに、「緑の循環」の再生にもつながります。
			市町	2. 公共建築物等の木造・木質化【市町交付金事業】 公共施設等の木造・木質化を促進する。 【積算】 5施設/年×13,000千円/施設×5年=325,000千円 （1施設1,000㎡を想定）	25施設	325	
			市町	3. 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入促進 【市町交付金事業】 公共施設等への木質ペレットボイラー等の導入を支援する。 【積算】 4施設/年×11,000千円×5年=220,000千円	20施設	220	
			市町	4. 木造仮設住宅キットの備蓄促進【市町交付金事業】 災害に備え、木造仮設住宅キットの備蓄を支援する。 【積算】 30棟/年×2,800千円/キット（材料費のみ）×5年=420,000千円	150棟	420	
		小計	【その他想定事業】 ・地域住民による木質バイオマス原料の収集活動支援 ・家庭用木質ペレットストーブ等の導入促進	—	1,015	—	
基本方針2	緑・森・人の絆づくり	⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり	県	1. 住民活動と連携した流木等の回収 三重県海岸漂着物対策推進計画の重点区域等の海岸等において、県が流木等を回収・処理等する。 【積算】 5海岸/年×4,000千円/海岸×5年=100,000千円	25海岸	100	【これまでの取り組みと課題】 ・幅広い県民の意識の醸成を図るためには、森・川・海・まちのつながりを生かした漂着流木の清掃活動や漁民の森、都市部・平野部の皆さんの森づくりや緑化活動などを進める必要があり、より多くの県民の参加を進めるためには、一定の活動支援が必要です。 ・地域住民やNPOによる漂着流木等の除去活動は、活動の広がりを見せていますが、漂着流木等の量はそれをはるかに上回るものがあります。 ・漁民の森の活動は、継続的な取組や、林業者と漁業者による相互交流の取組が生まれるなどの事例がありますが、一部にとどまっています。 ・地域住民による緑の創出活動は、（公社）三重県緑化推進協会が緑の募金交付金事業で支援しています。要望に十分対応できておらず、県にも既存事業はありません。 ・海岸漂着流木等の回収を行う団体の支援事業はありません。また、県が実施する回収についても予算がなく、対応が困難です。 【新たな税込事業の方向性】 ・活動の継続性の確保や活動を通じた地域の活性化などにつなげていくためには、地域住民の主体的な取組が重要と考えています。市町交付金事業によって一定の財源が確保されることから、住民の自主的な取組を促進することが可能です。
			市町	2. 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 【市町交付金事業】 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を助成する。 【積算】 25団体/年×500千円/団体×5年=62,500千円	125団体	63	
			市町	3. 公園や学校校庭等の緑地整備【市町交付金事業】 都市部における公園や学校校庭などの緑地化を促進する。 【積算】 4箇所/年×10,000千円/箇所×5年=200,000千円	20箇所	200	
			市町	【その他想定事業】 ・漁民の森づくり活動など水や緑の環境を守る住民提案事業	—	—	
		小計	—	—	363	—	
基本方針2 計			—	—	1,958	—	
運営経費			【税制度運営に要する経費】 1. 賦課徴収に要する経費 県及び市町の税システム改修経費 20,000千円/5年 2. 第三者委員会運営に要する経費 80,000千円/5年 （内訳） 委員会の運営 2,000千円/年×5年=10,000千円 関連データ管理 5,000千円/年×5年=25,000千円 効果検証のための調査（研究所） 9,000千円/年×5年=45,000千円	—	100	—	
総計			—	—	5,048	—	

新たな税收事業案における木質バイオマス利用の仕組み(イメージ)

- ①-1 「崩壊土砂流出危険地区」における森林整備
- ④-1 公共施設への木質ペレットの供給
- ④-3 公共施設への木質ペレットボイラー等の導入促進

の関係

8



5 みえ緑と森のきずな税（仮称）と法人県民税の超過課税との比較

項目	みえ緑と森のきずな税（仮称） （法人関係分）	法人県民税の超過課税
対象	県内に事務所等を有する法人等	①資本金の額（出資金の額）が1億円を超える法人 ②法人税額が年額1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定する相互会社
税率	法人県民税均等割の超過課税 現行の均等割額の10%相当額 （2,000～80,000円）	法人県民税法人税割の超過課税 0.8%
対象 法人数	約3万7千法人等	3,298法人（平成23年度）
収入 （見込）額	約180百万円	1,053百万円（平成23年度）
使途	<p>■基本方針1 災害に強い森林づくり 防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。</p> <p>①土砂や流木を出さない森林づくり 崩壊土砂流危険地区における森林整備 等</p> <p>②暮らしに身近な森林づくり 集落周辺の森林整備 等</p> <p>■基本方針2 緑・森・人の絆づくり 住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れるなど、緑や森林と県民の皆さんとの絆を深めます。</p> <p>③森を育む人づくり 森林環境教育推進体制整備 等</p> <p>④木の薫る空間づくり 公共建築物等の木造・木質化 等</p> <p>⑤地域の身近な水や緑の環境づくり 海岸漂着流木等の回収 等</p> <p>※みえ緑と森のきずな税（仮称）の使途詳細は 4 税収活用想定事業案を参照</p>	<p>■三重県福祉基金（配分率35%） 高齢者等の保健福祉の向上を図るための事業に要する経費</p> <p>■三重県中小企業振興基金（配分率30%） 中小企業の振興を図るための事業に要する経費 ※優先配分50百万あり。</p> <p>■三重県体育スポーツ振興基金（配分率25%） 体育・スポーツの普及振興を図るための事業に要する経費</p> <p>■三重県環境保全基金（配分率10%） 三重県の関与する廃棄物の適正な処理の推進に関する事業に要する経費</p> <p>※環境保全基金（法人県民税の超過課税分）にかかる使途詳細はP.10</p>

環境保全基金充当事業 (法人県民税の超過課税分)

■平成24年度(当初予算額)

事業名	事業概要	充当額 (千円)
PCB廃棄物処理基金支出金	中小企業のPCB産廃物の処理費用に助成するため、PCB廃棄物処理基金に対し、国とともに拠出する。	21,750
「ごみゼロ社会」実現推進事業費	ごみゼロ社会の実現に向けてプランの啓発、情報発信等を行う。	4,973
一般廃棄物適正処理推進事業費	一般廃棄物の処理に係る市町の取組への技術的支援等を行う。	13,073
認定リサイクル製品普及等事業費	認定リサイクル製品の認定制度の運営及び品質、安全性に係る情報提供を行う。	7,997
放置自動車撤去促進事業費	県有地等に放置された自動車の迅速な撤去により県民の生活環境の確保を図る。	308
PCB廃棄物適正管理推進事業費	PCB廃棄物保管事業者への適正保管指導等を行う。	5,846
環境経営促進事業費	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステムの普及啓発を行う。	6,989
小 計		60,936

■平成23年度(決算額)

事業名	事業概要	充当額 (千円)
PCB廃棄物処理基金支出金	中小企業のPCB産廃物の処理費用に助成するため、PCB廃棄物処理基金に対し、国とともに拠出する。	21,750
「ごみゼロ社会」実現推進事業費	ごみゼロ社会の実現に向けてプランの啓発、情報発信等を行う。	4,239
一般廃棄物処理施設適正管理推進事業費	一般廃棄物の処理に係る市町の取組への技術的支援等を行う。	7,604
認定リサイクル製品普及等事業費	認定リサイクル製品の認定制度の運営及び品質、安全性に係る情報提供を行う。	893
PCB廃棄物適正管理推進事業費	PCB廃棄物保管事業者への適正保管指導等を行う。	5,723
産業・民生業務部門における地球温暖化防止推進事業費	三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステムの普及啓発を行う。	7,360
小 計		47,569

三重県環境保全基金条例(抜粋)

(設置)

第一条 地域住民等に対する環境保全に関する知識の普及等地域に根ざした環境保全活動の展開及び廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理の推進により、三重県における環境の保全を図るため、三重県環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額及び積立て)

第二条 基金の額は、四億円とする。

2 基金には、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより、次に掲げる額を積み立てるものとし、当該積立てが行われた場合の基金の額は、積立て相当額が増加するものとする。

一 県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額

二 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)附則第十三条及び第十四条の規定に基づいて課税することにより、同条例第三十一条の規定に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する額の一部の額

三 その他知事が必要と認める額

(運用益金の処理及び用途)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、第二条第二項第一号及び第二号に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。

一 地域環境保全に関する知識普及事業

二 地域環境保全実践活動支援事業

三 地域環境保全活動基盤整備事業

四 その他地域環境保全活動に関する事業

五 産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に関する事業

六 三重県の関与する廃棄物の適正な処理の推進に関する事業

(処分)

第五条 基金は、前条に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。この場合において、第二条第二項の規定により積み立てられた同項第一号に規定する額及びその運用から生じる収益として基金に編入された額に相当する額は前条第五号に規定する事業に要する経費の財源に、同項の規定により積み立てられた同項第二号に規定する額及びその運用から生じる収益として基金に編入された額に相当する額は同条第六号に規定する事業に要する経費の財源に充てるものとする。

6 パブリックコメントの概要

1. 意見募集期間

平成24年9月21日（金）から10月22日（月）まで（32日間）

2. 周知方法

- (1) 県政記者クラブへの資料提供
- (2) 三重県ホームページ（三重県、三重の森林づくり）への掲載
- (3) フェイスブック（みんなで支える森林づくり・三重）への掲載
- (4) 農林水産部みどり共生推進課、各農林（水産）商工環境事務所森林・林業室、情報公開・個人情報総合窓口での配布

3. 意見募集の結果

(1) 意見提出の方法と受付数

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
38	70	26	134

(2) 税導入に対する考え方による仕分け結果

項目	件数
賛意を示していると判断されるもの	117
内、要望など条件を付して賛意を示すもの	85
新税導入に関する反対意見	3
その他（質問、県への意見等）	14
合計	134

(3) 項目別延べ意見数

項目	意見数
1. 新税の名称に関する意見	5
2. 予算の配分に関する意見	2
3. 使途に関する意見	143
内、①税収の使い方に関する要望等	39
②具体的な使途の提案	104
4. 使途の透明性確保に関する意見	17
5. 市町交付金制度に関する意見	6
6. 県民の理解促進に関する意見	5
7. 新税導入に関する反対意見	3
8. 新税導入に関連して自身の考えを述べたもの	54
9. その他意見	9
合計	244

「みえ緑と森のきずな税（仮称）導入について（案）」に対する パブリックコメントの結果 要旨

平成24年9月21日～10月22日まで（32日間）意見募集を行ったところ、134通（郵送：38、ファクシミリ：70、電子メール：26）が提出されました。これらの内、117通は税の導入について賛意を示していると判断されるものでした（要望など条件を付して賛意を示すものを含む）。提出された意見のうち、主な内容は次のとおりです。

（税の用途についての意見） 全体の意見数：143

- ・山崩れの原因である放置林の解消のため、切り捨て間伐への支援を行い、森林の適正な整備を実施していく。
- ・災害時の倒木や谷に溜まった流木は二次災害の原因となるため、それらを除去する。
- ・森林を整備する際に森林所有者が不明であれば、整備の着手が遅れたり整備ができないこともあるため、地籍調査等で山林境界の明確化を行う。
- ・公共施設や公共性の高い民間施設での木材利用促進を支援し、木材資源の利用を拡大する。
- ・小中学校において、森林環境教育のカリキュラムを作成し、年間の必須課程として取り組むなど、教育現場で森林の大切さを子どもに教える森林環境教育を促進する。
- ・農業大学校に林業科の増設や、三重県方式の林業技術の伝達・林業技術者の養成・森林所有者へのセミナー等を実施できる森林塾の開催により、担い手を育成する。
- ・その他、獣害対策、県産木材住宅への補助、竹林整備、森林づくり指導者の育成、保安林の整備

（使途の透明性確保についての意見） 全体の意見数：17

- ・東日本大震災の復興予算のように流用されることがないように、使途の透明性を確保して欲しい。
- ・事業結果の評価・検証・公表を毎年行うなど、納税者の信頼を得られる方法が必要。
- ・結果の公表は、幅広く県民が知ることのできる方法とし、分かりやすく報告して欲しい。

（導入への反対意見） 全体の意見数：3

- ・社会情勢の見通しがつかず、生活が厳しい時に導入する必要はないと思う。税の使い方を見直すべき。
- ・森林に関してだけ別に税を徴収することに疑問を感じる。もっと早くに方法があったはずである。
- ・県民、法人を含めた負担の公平性と合理性の観点から慎重に検討されるべきで、特に投票権を持たない法人に対する新規課税は基本的に反対。しかしながら、森林の治山治水機能維持の必要性も理解できる。可能な限り納税者の負担を軽減すべき。課税する際には、経営の危機に瀕している法人への課税を回避するような仕組みの検討をお願いしたい。

（その他）

- ・将来に「災害に強い、水や命を育む豊かな森林」を引き継ぐために税の導入を強く希望する。
- ・税を導入し、森林の保水力を高め、下流域の住民も安心して暮らせるようにしてほしい。
- ・荒廃が危惧される森林の状況や自然災害が頻発する状況、都市部で生活するものとして飲み水の重要性等を鑑み、今回の税の導入には賛成であり、安心して暮らせる県土づくりや災害に強い森林づくりには是非とも使ってほしい。
- ・林業関係者や山間部には理解は得られやすいが、他の人々は「税金」というだけで理解されにくい部分もある。導入前、導入後も森林への関心を持ち続けてもらえる体制づくりが必要である。
- ・税の名称を分かりやすく簡単な名称にしてほしい。
- ・税の公平性の観点から川上と川下の割合は半々にとの意見もあるが、税の主旨・目的と森林面積が7割の県であることから、川上に重点的に配分すべきである。

7 県民向け説明会の概要

1. 開催日程と会場

回	会場名	日時	場所
1	熊野会場	10月11日(木) 14:00~15:00	熊野庁舎 501 会議室
2	尾鷲会場	10月11日(木) 18:00~19:00	尾鷲庁舎 301 会議室
3	伊賀会場	10月19日(金) 18:30~19:30	伊賀庁舎 3階中会議室
4	津会場	10月22日(月) 18:30~19:30	津庁舎第 65 会議室
5	伊勢会場	10月23日(火) 18:30~19:30	伊勢庁舎 101 会議室
6	鈴鹿会場	10月25日(木) 18:30~19:30	鈴鹿庁舎第 11 会議室
7	四日市会場	10月26日(金) 18:30~19:30	四日市庁舎第 11 会議室
8	松阪会場	10月29日(月) 18:30~19:30	松阪庁舎 33 会議室
9	桑名会場	10月31日(水) 18:30~19:30	桑名庁舎付属棟 1階第 2 会議室

2. 参加者数

9回の説明会で175名の参加がありました。

3. 説明会の内容

スライドを用いて森林の働きや新たな税の導入検討に至った背景や必要性、税の仕組みについて説明し、参加者から意見をいただきました。

いただいた意見の内容は別紙のとおりです。

＜説明会で配布した資料＞

資料① みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入について(案) 平成24年9月 三重県

資料② みえ緑と森のきずな税(仮称)の導入案の概要

資料③ 県民みんなで災害に強い森林づくりを支えるための新たな税「みえ緑と森のきずな税(仮称)」の導入について 平成24年10月 三重県 (スライド資料)

4. 項目別参加者意見数

項目	意見数
1. 用途についての意見	29
2. 市町交付事業についての意見	4
3. 評価検証についての意見	2
4. 透明性確保についての意見	1
5. 用途についての疑問	2
6. その他の意見	10
合計	48

みえ緑と森のきずな税(仮称)導入案についての県民向け説明会 結果要旨

平成24年10月11日～10月31日にかけて県内9会場で県民向け説明会を開催したところ、175名の参加がありました。会場で出された主な意見は次のとおりです。

(税の使途についての意見)

- ・ 流木が海に流れていくため、未然防止をお願いしたい。
- ・ 獣害対策を農業部局と協力してもらい、効率のよい対策を実施してもらいたい。
- ・ 森林整備が進むよう、団地化への取組や材価があがるような取組はできないか。
- ・ 森林の質が変わってきたので、山崩れが起こるようになったのでは。税を使って森林の質向上を進めていくべきではないか。
- ・ 溪流沿いには花の咲く樹木を植えるとか、多種多様な森林を育てていくことが、災害に強い森林につながるのではないか。
- ・ 間伐不足の人工林整備を誰がどのように税を使って実施していくべきと考えるか。
- ・ 間伐不足の放置林対策についてはどう考えているか。

(税の使途についての疑問)

- ・ 生産林として所有者への収益につながると思えるが、すみ分けはできているのか。
- ・ 想定される事業では、税による私的財産(民有林)の管理に使われるのではないか。

(透明性確保や評価制度についての意見)

- ・ この税を森林林業関係事業以外に使うことはないか。
- ・ 5年間で実施した事業の効果検証ができるのか。どういう検証をするのか。短期間では森林づくりの効果は実感できないのではないか。

(その他の意見)

- ・ 税ができることで、既存の林業関係予算枠が削られることのないようお願いする。
- ・ スギやヒノキの人工林が崩れたのでは。広葉樹林は山崩れが起こりにくいと思う。